

第 5 号議案

公益社団法人移行後の理事の報酬等の上限（案）

公益社団法人の理事報酬等については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 において、「民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること」とされている。

また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 89 条においては、「定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める」とされている。

岐阜県看護協会では、総会の開催が事実上年 1 回に限定されているため、弾力的に対応できるよう、総会で報酬等の上限を定め、その範囲内で具体的な支給基準を定めることとする。

総額を算定するに当たって、その前提となる常勤理事の報酬等については、現役看護部長級の採用も可能な支給額とする。

以上の考え方にに基づき、公益社団法人への移行後の理事の報酬等の総額について、次のような上限を設定することを提案する。

〔提案〕 理事の報酬等の総額の上限

（年額）2,500 万円

＜参考＞会長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 2 名

月額報酬 ただし、費用弁償（通勤手当）を除き、一切の手当を支給しない。

（注）非常勤の理事は定款のとおり 無報酬とする。

平成 23 年 6 月 16 日提出

会 長 橋 本 波 枝

第 6 号議案

公益社団法人移行後の監事の報酬等の上限（案）

公益社団法人の監事の報酬等については、理事から独立性を担保するため、理事の報酬等とは別に総会決議によって決めることとされている。そのため、理事の報酬等と同様、監事の報酬等の総額の上限を、総会で決議することとする。

公益社団法人移行後は、監事の業務内容及び責任が、かなり重くなることから、報酬として月額 2 万円程度の報酬が可能となるよう、監事の報酬等の総額について次のような上限を設定することを提案する。

〔提案〕 監事の報酬等の総額の上限

（年額） 50 万円

＜参考＞ 会員以外の監事 2 名

（注） 会員の監事は定款のとおり 無報酬とする。

平成 23 年 6 月 16 日提出

会 長 橋 本 波 枝

第2号議案

公益社団法人岐阜県看護協会 監事の報酬等の上限について

公益社団法人岐阜県看護協会定款第29条の規定に基づく監事の報酬等の上限を以下のとおりとする。

[提 案] 監事の報酬等の総額の上限

(年額) 60万円

<参考> 会員以外の監事2名と会員監事1名

令和元年6月19日

公益社団法人岐阜県看護協会 会長 石山光枝

提案理由

定款第29条第1項に規定する役員の報酬規程を変更することにより、平成23年6月16日の総会で議決した「公益社団法人移行後の監事の報酬等の上限」を再議決するため